

1. マネロン・テロ資金供与対策について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、全国信用組合中央協会、労働金庫業界、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会）

- 当庁では、8月17日に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を公表した。
- 本公表により、これまでのモニタリングで得られた情報等を還元し、金融機関等におけるさらなる実効的な態勢整備の一助としていただくとともに、金融機関の利用者の皆様にもマネロンに関するご理解をいただければと考えている。
- マネロン・テロ資金供与対策としては、金融機関が自らのリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずる「リスクベース・アプローチ」の手法を用いることが重要かつ不可欠である。
- FATFによる対日相互審査等を来年に控え、マネロン・テロ資金供与対策の高度化が目下の課題であることは既に十分ご理解していただいているものと思われる。
- こうした中、リスクベース・アプローチの実施に当たっては、具体的にどのように態勢整備をしていくかという段階に移ってきており、FATFからのインタビューを受けるかもしれないと自分事として捉え、スピード感をもって態勢の高度化に取り組んでいただきたい。
- そのためにも具体的なノウハウについての情報共有が重要となってきたため、業界内外や当局との連携を密にして、来年のFATF対日相互審査に備えていただきたい。

2. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta WallⅢ）の実施について（全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、労働金庫業界、日本証券業協会、生命保険協会、日本損害保険協会）

- 本年10月末に、金融庁主催による3回目の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」(Delta Wall III)を実施する予定である。本演習は、金融業界全体の更なるインシデント対応能力の底上げを図ることを目的として実施するものである。演習には、貴協会傘下金融機関をはじめとして、合計約100社の参加を予定しており、現在、参加金融機関への事前説明会を実施するなど、準備を進めているところである。
- これまでの演習においては、全業態共通のシナリオで実施してきたが、本年度は、業務特性を反映した業態毎のシナリオを用意している。
- 本演習では、事後評価に力点を置いており、金融機関が具体的な改善策やPDCAサイクルの取組みに繋げていただきたいと考えている。また、参加金融機関のみならず、業界全体のサイバーセキュリティ対策向上を促すため、演習結果は業界全体にもフィードバックする予定である。
- 演習実施にあたっては、準備段階より貴協会にも多大なるご協力をいただき感謝申しあげる。当庁としては、金融機関のサイバーセキュリティの向上には官民が一体となって取組みを推進することが重要であると考えており、こうした観点から、引き続きご協力をお願いする。

3. 顧客本位の業務運営について (主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、労働金庫業界、日本証券業協会、投資信託協会、生命保険協会、日本損害保険協会)

- 金融事業者に向けた取組みとしては、顧客本位の業務運営の確立・定着に取り組んできたところ、本年6月時点で、1426の金融事業者が「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、そのうち347社が自主的なKPIを公表するなど、「見える化」が一定程度進展している。
- 金融庁が6月に設定した、投資信託の販売会社における比較可能な「共通KPI」についても、既に自社の数値を公表している販売会社もあるが、引き続きまだ共通KPIを公表していない販売会社にはその公表を期待している。

4. 自然災害への事前対応について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、労働金庫業界）

- 北海道胆振東部地震のほか、本年は豪雨災害や、多くの台風災害が発生しているところであり、業務継続態勢の構築など、日頃より、自然災害等への備えをしておくよう、改めてお願いする。
- 特に、今回は北海道全域で停電が発生し、店舗やATMの運営に大きな影響が生じたところであるが、システムセンター等も含めて、停電時の対応について、今一度確認していただきたい。
- また、災害発生時には、その直後から多数の預金者や事業者、住宅ローンの顧客等から、様々な問い合わせや要望等が寄せられることが想定される。

このため、日頃より、災害発生時における預金の払戻しや既存融資の返済猶予対応など、柔軟な顧客対応を行うための手順の確認や、住宅ローン等に関する相談にも適切に対応できるよう、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の金融機関内における周知等に取り組んでいただきたい。

なお、自然災害被災者債務整理ガイドラインについては、今後、財務局等より金融機関に対し周知・説明する機会を設けたいと考えている。

5. 銀行カードローンの実態調査結果について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）

- 銀行カードローンについては、昨年9月以降、残高の多い先を中心に立入検査を実施し、検証結果を「中間とりまとめ」として公表した。今般、検査実施先以外の銀行に対しても、全銀協の「申し合わせ」以降の業務運営の見直し状況について実態調査を行い、業界全体の状況を取りまとめ、先月22日に公表した。
- 実態調査の結果、全体の傾向として、融資上限枠の見直しや年収証明書の取得基準の引下げ等、融資審査の厳格化や広告・宣伝の見直しの取組みが進んでいることが確認された。ただし、個別にみると、銀行によっては、取組みが不十分な点があったので、各行においては、

速やかに改善を進めて頂きたい。

- 融資実行後の途上管理に関しては、多くの銀行において取組みが進んでいないことが明らかになった。一方、一部の銀行では、年齢などの顧客属性や取引状況に鑑み、収入が変動した可能性が高い顧客層の一部に対して、年収証明書の再取得を求める取組みを開始しており、こうした事例も参考に、対応を進めて頂きたい。
- 当庁としては、各行の業務運営の見直しに向けた取組みの進捗状況を確認するため、今事務年度中にも再度、実態調査を行うことを考えている。繰り返しになるが、各行においては、今般の調査結果も踏まえ、自行の業務運営について改善の必要がないか、改めて確認して頂き、迅速に対応を進めて頂くよう、願います。

6. 外国人材の口座開設について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）

- 中小・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化を踏まえ、6月に公表された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（いわゆる、骨太の方針）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設することとし、外国人材の受入れを更に進めていく方針が示された。
- また、外国人材の受入れに向けた環境整備について、政府一体となって総合的な検討を行うため、7月には「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が設置され、年内の「総合的対応策」の取りまとめに向けた中間的な整理として、「検討の方向性」が了承された。この中で、銀行口座の開設などについても、外国人が安全・安心な利用・契約等ができるよう、多言語対応の取組の支援・促進等を図るとともに、消費者トラブルの相談体制の充実を図ることとしている。
- 今後、法務省の司令塔的機能の下、関係府省庁が連携を強化し、年内の最終的なとりまとめに向けて、関係者からの意見を聞きながら、取組の拡充や具体化を検討していくこととされている。金融機関の皆様とも、外国人材の受入れの拡大に向けた銀行口座の開設における必

要な対応について、具体的に議論していきたいと考えているので、協力をお願いしたい。

7. 検査・監督の見直しについて（労働金庫業界、投資信託協会）

（検査・監督基本方針の公表について）（労働金庫業界、投資信託協会）

- 「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」について、これまでに頂いたご意見を反映し、6月末に公表した。
- 基本方針には「当局の考えの押し付けや思い込みによる行政とならないようにしてほしい。」「考え方だけではなく、モニタリング結果を還元してほしい。分野によっては具体的な基準の提示もしてほしい。」といったご意見を頂戴し、正確な実態把握に基づいて、課題に応じた対応を行う旨を追記した。

（健全性政策基本方針とコンプライアンス・リスク管理基本方針について）（労働金庫業界、投資信託協会）

- 6月下旬と7月中旬に二つのディスカッション・ペーパーをパブリック・コメントに付した。
- 一つは、「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」（案）、もう一つは、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」（案）である。
- これらの分野別基本方針は、金融機関と当局との対話の材料となるものであり、経営陣の方も含めて、是非、ご一読いただきたい。皆様のより良い業務運営に向けて建設的な対話を行って参りたい。

（「融資に関する検査・監督実務についての研究会」の開催について）（労働金庫業界）

- 貸出の分類・償却・引当に関する現状の実務には、融資で得た多様な情報を十分に反映できない面が残っており、全国でのべ60回開催した「対話会」の際にも、この点について、多数のご意見を頂いた。

- こうした問題意識に基づき、よりの確な将来見通しに基づく引当を可能にする枠組みを含め、融資に関する検査・監督実務のあり方について議論、整理するため、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」を設置し、第一回を7月4日に、第二回を9月10日に開催しているところ。
- 現状の実務は、不良債権問題への対応等の中で形成され、既に幅広く定着している。一方、現在では、より優れた実務のための工夫がメガバンクから協同組織金融機関まで様々な金融機関によって試みられていることも十分に考慮していかなければならないと考える。
- 研究会での議論を通じ、各金融機関が、現状の実務を出発点に引当等のより良い実務に向けた創意工夫を進めやすくなれば、将来の損失への備えをよりの確に行うことが可能となり、金融機関の健全性にもプラスになる。また、金融機関が借り手の実情に添った融資をより実行し易くなると考えられる。引き続き、ご意見、お知恵を頂きながら進めていきたい。

8. 持続可能な開発目標（SDGs）について（労働金庫業界、投資信託協会）

- 金融庁では、昨年末に「SDGs 取組戦略 PT」を設置し、金融とSDGsとの関係や、SDGs 推進に向けて金融庁が果たすべき役割について検討してきた。
- SDGs は、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すという金融行政の究極的目標にも合致するもの。金融庁では今般、コーポレートガバナンス改革、金融機関による「共通価値の創造」の取組みの推進、金融経済教育、新興国との技術協力・人材交流、マネー・ローンダリングといったこれまでの当庁の様々な施策について、SDGs という新たな視点から整理・公表した。これらの施策は、基本的に、6月に政府のSDGs 推進本部会合で決定された「拡大版 SDGs アクションプラン 2018」にも取り入れられている。
- SDGs に関心がある各金融機関におかれては、自らを取り巻く環境や

事業戦略を踏まえた上で、SDGs や ESG の取組みが自社の事業戦略上意義があるかを検討頂くことが重要。SDGs は、企業・投資家・金融機関といった各経済主体が自主的に取り組むべきものだが、各社において検討される際には、こうした金融庁の取組みも参考にして頂ければ幸い。

また、SDGs に積極的に取り組もうとしている金融機関におかれては、政府の取組みもご活用頂ければ幸い。政府では、SDGs 達成に資する優れた取組を行う企業又は団体等を表彰する制度として、「ジャパン SDGs アワード」を昨年末から実施している。本年末に表彰予定の第2回アワードの公募が9月末まで行われているので、SDGs に積極的な金融機関には是非応募を検討されてはいかがか。

9. 障がい者の利便性向上に向けた取組みについて（全国信用組合中央協会、労働金庫業界）

- 障がい者の利便性向上に向けた金融機関の取組みについて、6月末に最新のアンケート調査の結果を公表した。
- 視覚障がい者対応 A T M の設置率や代筆・代読に係る内部規定の整備率は高い水準となっているが、A T M の設置場所や機能についての情報発信の対応率や窓口における代筆・代読対応の表示率は低く、金融機関の取組みについて障がい者への周知が十分に進んでいない模様。
- 当庁において「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を実施した際にも、障がい者団体より、体験会の実施等を通じて各金融機関の取組みをもっと情報提供してほしいといった意見が寄せられている。
- 当庁ホームページでアンケート調査の結果や意見交換会の議事要旨を公表しているため、取組みの参考にしていただき、障がい者の利便性向上に向けて一層取り組んでいただきたい。

10. 新元号への円滑な移行に向けた取組み（労働金庫業界、投資信託協会）

- 政府では、改元に伴って国民生活に支障が生じることがないようにするため、各府省庁が連携して、新元号の公表時期を1ヶ月前と想定して情報システム改修等の準備作業を進めているところである。
- 各金融機関では、例えば、ダミーの新元号を使用したテストを事前
に実施し、システム上の影響確認を早めに行うことや、旧元号が記載
された証書等の取扱いを明確化しておくこと等が必要になると考えら
れるところ、適切に準備作業を行っていただきたい。

（以上）